

橋本周辺広域市町村圏組合橋本周辺広域ごみ処理場の設置及び  
管理に関する条例施行規則

平成 21 年 6 月 18 日  
規 則 第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、橋本周辺広域市町村圏組合橋本周辺広域ごみ処理場設置及び管理に関する条例（平成 20 年条例第 5 号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第 2 条 橋本周辺広域市町村圏組合橋本周辺広域ごみ処理場（以下「ごみ処理場」という。）の休業日は、次のとおり定める。

(1) 日曜日（1 月 3 日及び 12 月 29 日から 31 日までの日が日曜日である日を除く。）

(2) 1 月 1 日及び 1 月 2 日

2 前項に規定にかかわらず、管理者は、特別の理由があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

(搬入受付時間)

第 3 条 ごみ処理場における廃棄物の搬入受付時間は、午前 8 時から午後 4 時までとする。ただし、1 月 3 日は、午前 8 時から正午までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、特別の理由があると認めるときは、搬入受付時間を変更することができる。

附 則

この規則は、平成 21 年 6 月 24 日から施行する。